

## 訪問介護 利用料

## (1) 利用料金

単位 円

サービス内容			時間	自己負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	身体介護1	平常	20分以上 30分未満	253	506	759
		夜/朝		316	632	948
		深夜		379	758	1,137
	身体介護2	平常	30分以上 60分未満	402	804	1,206
		夜/朝		502	1,004	1,506
		深夜		603	1,206	1,809
	身体介護3	平常	60分以上 90分未満	587	1,174	1,761
		夜/朝		733	1,466	2,199
		深夜		880	1,760	2,640
	以下、30分増すごとに加算				84	168
引き続き生活援助を行った場合、 20分から計算して 25分増す毎に加算(3回の加算を限度とする)				67	134	201
生活援助	生活援助2	平常	20分以上 45分未満	184	368	552
		夜/朝		230	460	690
		深夜		276	552	828
	生活援助3	平常	45分以上	227	454	681
		夜/朝		283	566	849
		深夜		340	680	1,020

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額（1月につき）		
		単位数・算定率	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200 単位	200 円	400 円
訪問介護処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算です	所定単位数の 22.4 %	1か月あたり	
生活機能向上 連携加算 (Ⅰ)	医師やリハビリ専門職と連携し、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために設けられた加算です。	200 単位	100 円	200 円
生活機能向上 連携加算 (Ⅱ)	医師やリハビリ専門職と連携し、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために設けられた加算です。	200 単位	200 円	400 円
緊急時 訪問加算	サービス計画に位置付けられていない、予定されていない日時に身体介護を利用者または介護者から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できる加算です。	100 単位	1回あたり	

(注) 処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。